

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成25年 9 月12日（木曜日）

本日の委員会に付した事件

- 1 健康医療部
第107号議案

「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

- (1) 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
(2) 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(3) 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(4) 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

出席委員（6名）

委員長 鈴木眞澄 副委員長 前崎みち子
委員 下江洋行 加藤芳夫 鈴木司郎 荒川修吉
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

健康医療部の副課長職以上の職員

参考人 佐藤好美、服部智子

参考人の補助者 柴野民樹、加藤美紀子

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において本委員会に付託されました第107号議案、並びに議長から送付されました陳情について審査をします。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第107号議案 新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 在宅医療のアンケート、それぞれの介護サービスの事業所の行った結果、事業所を外に出したほうが良いという結論に至ったということなのですが、その辺のところ、どのようなアンケートの内容によっての市民病院から地域に出るような形に持っていくかというふうになったのか、アンケート結果の内容の中から経緯を移ったそのあたりを、少し教えていただきたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 伊藤へき地医療支援室長。

○伊藤五十人へき地医療支援室長 それではアンケート結果のことということで、答弁をさせていただきます。

まずアンケートにつきましては市内の医療機関、それから歯科とか薬局、それから介護保険事業所、全部で109の団体にアンケートを出しました。その中で在宅医療全般をアンケートとったわけですが、その中で訪問看護ステーションの今後のあり方を私たちも考えなければいけないということで、訪問看護ステーションの場所とか利用のしやすさとか、そういったアンケートを中に取り入れて行いました。

その中で全体的には、訪問看護、まず場所も問題なのですが、全体の中の統計で見ますと、58%くらいはそのままいいというよう

なアンケートの結果が出ております。だけどその中を実際、どこの関係機関からきたアンケートというのは、うちのほうで全てチェックしてありましたので、実際訪問看護ステーションを利用している事業所かどうか、医療機関かどうかということも全部合わせてチェックした結果、実際使っている関係機関からの不便さというかが、かなり占めておりました。

それとやはり市民病院の中にあるというと、以前は市民病院の中の訪問看護室というのがあったのですが、その時は市民病院の患者さんだけを限定してやっていた事業でございます。新城市として市内、どこの病院にかかっている患者さんも利用できるよということと、訪問看護ステーションを開設したわけですが、やはり以前のそういった市民病院の利用者しかだめではないかというような、そういったのがなかなか、いろいろPRはしておったのですが、やはり先生方とかそういう方の中には、そういうことも頭の中に残っているというような傾向もありましたので、いっそのこと外へということを考えました。

それ以前に地域包括ケアの関係で全体をみるためには、場所的な問題はどうかというような話も、中には以前からありましたので、アンケートの結果で思い切って場所を探しましょうということになって、今回、移転という形をとらせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ただただアンケートをパーセントだけで読まなかったというところ、私大変重要だったと思います。本当に利用している方たちの声を重要視したということが、こういう、私も地域に出ることは大賛成ですが、これから訪問介護ステーションは地域包括支援センターと並んで、すごく重要な位置になってくるのではないかと思うのですが、それをある意味、長篠の保健センターがあいていたということもあるかと思うのですが、

なぜ長篠の保健センターにした理由と、その効果をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○鈴木眞澄委員長 伊藤へき地医療支援室長。

○伊藤五十人へき地医療支援室長 今回、鳳来保健センターに移転という、どうして移転するのかという話ですが、私たちまず市内、まずは旧新城市を中心に、あいている施設というか公共の施設であいている施設ということで、鳳来保健センターも入れて11カ所の場所を一応、拾い出しました。その中で、一つ一つ詰めていった結果、最終的に鳳来の保健センターしか使えないという状況がありましたので、鳳来保健センターのほうへ移るよう計画いたしました。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 効果というか、保健センターはそこしかないということですので、あまり効果まではなかったかもしれませんが、実際に移ったら、その効果を十分に発揮しないといけないと思うのですが、その辺、どのように考えてみえますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 伊藤へき地医療支援室長。

○伊藤五十人へき地医療支援室長 移る以上、今以上に関係機関、それから一般の市民の方にわかるように、今以上のPRをしていきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 小澤部長。

○小澤康史健康医療部長 鳳来のあの場所を選んだというのは、今言った11カ所のうちの一つということもあるのですが、当然、鳳来の地区も相当、高齢化しております。毎年1ポイントずつは着実に上がっています。36.5%くらい鳳来はあるわけですが、作手については作手の診療所が在宅を請け負っていただいております。鳳来については、なかなかそういった施設がないということで、今回長篠に助産所ですとか、こども園等々、いろいろな福祉関係の施設がそろっておりますので、作手を見本にするわけではないのです

けども、ケアのシステムの拠点といいますか、鳳来地区の拠点というような位置付けを考えて、とりあえずはそこに1回は訪問看護を持っていこうと。これで当然、新城地区についても高齢化が進みますので、またそういったタイミングをみて新城に拠点を置いて、今度は逆に作手、鳳来にサテライトというような格好で、訪問看護を広げていきたいと考えております。

包括ケアについては前年秋くらいから、関係課集まっていたいただいて、福祉、介護、病院、それから社協といろいろ集まって、今システムの構築に向けて進んでおりますので、その中の第一歩だと思っております。当然、包括についてもできることなら一緒に活動していけるような施設になるといいなというような計画は持っております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、部長からの答弁の中で、とりあえずという発言で長篠のほうに、鳳来のほうはかなり高齢化率が高いとか、とりあえずという発言の中で、もしまた旧新城、旧というあらし方をしてはいけないのだけれど、新城も高齢化してきたときに、条件的にはこちらの利用者が多いときには、また今言ったように、こちらの旧新城市内のどこか1カ所、いいところにもってくる可能性も残してはあるということですか。とりあえずということは。

○鈴木眞澄委員長 小澤健康医療部長。

○小澤康史健康医療部長 とりあえずという表現はあれですけども、今言ったようにサテライト方式を使いながら、メインの新城地区に拠点を置きたいという考えは、いつと言われると困りますけども、考えは持っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 大変重要というか、これから、多分使いたいというか365日、24時間体制で在宅のところで終末期を迎えていくた

めには必要だと思うのですが、課題として多分、看護師さんをニーズに合わせてまず募集ができるかということと、あと、それから主治医の先生の確保とか、この辺の課題というのは今現状、また今後どのように考えてみえますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 小澤健康医療部長。

○小澤康史健康医療部長 この間の一般質問でもそういったご質問をいただきましたのでお答えしたつもりでしたけども、いつということはないのですが、いろいろな問題を上げていく中でやはり、マンパワーといいますか、看護職の補充といいますか、それが一番重要だと思っております。先ほど言いました2025年の後期高齢者、団塊の世代が後期高齢を迎えるという時期、あと12年なのですけども、それと介護保険の第6期が27年から始まります。それらを合わせていろいろな年次計画を立てながら、看護職等の補充といいますか、拡充をしていきたいと。何人いるだとか、まだなかなかつかめないところもあるのですが、今のままでは全体をカバーするには到底少ない人数ですので、徐々にふやしていくという計画は持っております。

主治医については、これも医師会の先生方に当然入っていただいたような、そういった協議会といいますか、そういった組織をつくらなければいけないと思っておりますので、医師会等にも話を持っていくのですが、なかなか医師会の先生方も高齢化してきているというような状況がありますので、これは早いところやらなければいかんというような、とりあえずは、かかりつけ医という認識を先生方にも持っていただく。それから利用される方たちにも、かかりつけ医という意識を持っていただくというのが、まずは最初かなと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第107号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第107号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時 43 分

再 開 午後 1 時 45 分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者代表 佐藤好美氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」及び「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として、佐藤好美さんの出席を得ております。また参考人の補助者として豊川高等学校、加藤先生、柴野先生の出席も許可をしております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださいますよう、

お願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに参考人から陳情に関して、ご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくよう、お願いします。

それでは佐藤好美さん、よろしく申し上げます。

○佐藤好美参考人 きょうはお忙しい中、どうもありがとうございます。私は豊川新城ブロックの佐藤好美と申します。

この陳情なのですけども、公立高校と私学高校の授業料の格差がすごいものですから、中学の時に行きたい高校に行けなくて、お金の面でとても父母の方が考えております。どうか生徒さんのほうに、行きたい学校に行けるように公私格差の問題を取り上げていただきたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございます。

ほかの補助者の方はいいですか。加藤先生。

○加藤美紀子参考人補助者 豊川高校の教員の加藤と申します。よろしく申し上げます。

陳情書は毎年提出させていただきまして、まず新城市さんにおかれましては各市町村の補助金ということで、他県にはないのですが、現在、就学支援金プラス県の予算ということで、20分の1の補助金を支給していただきまして、まことにありがとうございます。まずこの場を持ってお礼申し上げます。

陳情の際には資料を提示しなかったのですが、現在東三河のほうで、同じこちらの新城でも豊川高校に通っている生徒、桜丘に通っている生徒さん、いろいろいると思いますが、県と国の補助金というのは一律同じですが、今回、お伺いしたのは市町村の助成金について甲1、甲2、乙1、乙2というふうにあります。現在、特に豊橋市さんの場合が乙1ランクのところの補助金、私が豊川高校ですので乙1ランクのところの受給者が多いとい

うところがあります。

2年前からなのですが、豊橋市さんが乙1ランクのところを、より補助金のほうを多くということで支給していただいていたので、新城市さんにつきましても今まで以上に、今までと同様に県や国、そして市町村の助成をしていただきたいと思うのですが、より所得の低い層、今、甲1と甲2につきましてもほぼ公立高校と同じ支給がされていますが、乙1のところにつきましても、乙1と乙2ランクにつきましても、公私の格差が、先ほど佐藤が申し上げたように、いろいろ中学生の保護者の方のお話を聞きますと、本来だったらお金のことを関係なく、私立を選びたいのですが、やはり公私の格差があるというところで、選べられないというのがあるので、ぜひとも公私の格差をなくしていただきたいということで、きょうお伺いさせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 柴野と申します。私もかつて何度かこの委員会にお伺いさせていただきました。特に新城市の私学に通う生徒に対する市からの助成金につきましても、先ほど話がありましたように他県にはない制度で、公立と私立の授業料の格差が大きいのを少しでも埋めようということで、愛知県の市町村で独自の制度をつくっていただき、さらには新城市では2010年度から所得制限の撤廃をして、昨年と同じ資料ですけれどもお渡ししたほうがよろしいですか。昨年お持ちした資料と、あまり変わりはないのですが、昨年少しご質問があったようですので、豊川高校の新城市からの在籍数と公立校における受給者の人数も最後のところに記載しておきました。

ずっとお話させていただきましたように、市からの特別な助成について感謝しております。そういう中で若干、国の動向は910万円までの所得制限という償還のところが変わったものですから、県のほうがどうなったか

わかりませんが、引き続き助成制度を実施していただきたいということと、豊橋市が乙1のところ幅が広いということで、そのところを豊橋市が昨年改定されたものですから、もし許すならば新城市のほうでも、少しその辺の配慮いただければというような思いで、きょうお願いにあがりました。

私からは以上です。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明・意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから、ご発言ください。また委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承をお願いします。

質疑はありませんか。前崎委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

豊橋が乙1、乙2のところ受給者のところをふやした額、額ですかね。金額ですよ。乙1と乙2のところ受給の額をふやしたということですよ。そこは理由をよろしくお願いします。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 豊橋市に伺ったときに、豊橋市の市長さんから、この国の分類の乙1のところ少し差が大きいと。350万円から610万円という、その差が非常に大きいので、そこを一括してやるよりは、半分に切ったほうが、480万円ですか。480万円のところで切らないと乙1のところの所得の差が少し大きすぎるとということで、480万円までのところを少し厚くしようということで、豊橋では少し緩和されたというふうに聞いております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 豊橋は公立と私学、私学の力をかけなければ豊橋市のお子さんたちが、外へ行かなければいけないという負担も出てくるので、豊橋の現状としてはそういうこと

が、あったのではないかとというふうに思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 そのところは直接そういうお話を聞いていないので、ちょっとわかりませんが、多分純粋にその差が大きいということで、判断していただいたのではないかと、私は受けとめておりますので。ちょっと、どのように判断されたのかにつきましては、私のほうではわかりません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 多分中学校の生徒数を全部合わせて、公立の入学できる生徒数を合わせれば大体、多分そういう結果は出てくると思うのですが、新城市においての公立の人数の枠と、それから私学の枠と生徒数、中学卒業する、豊橋とはまた違った状況にあるということは認識はされてますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 加藤先生。

○加藤美紀子参考人補助者 よく私どもが新城市市長さんとか議長様のところにお伺いするときに、今、やはり新城市が公立高校を存続させるということが物すごく大変だというお話を何度もお伺いしているのですが、先ほど柴野が言いましたが、豊橋市のほうでもこういう陳情をさせていただいてまして、父母の方が議会や市長さんのほうに、豊橋のほうにお伺いしたときに、やはり市長さんと何回も、豊橋の市長さんとお話をしているところで、先ほど私からも言ったのですが、中学校時代の時に、もちろん豊橋市のほうが生徒数が多いのですが、私立を選ぶか公立を選ぶかということに格差がないようにということで、佐原市長さんのほうから少しでも豊橋市民の負担が減るようにということで、この乙1ランクのところをふやしたということをお聞きしました。

あとはこのように陳情にお伺いした時に、佐原市長さんのほうから、確かにこの乙1ランクの受給者が、新城でも乙1ランクの受給

者が多いのですが、豊橋市でも乙1ランクの受給者が多い。特に豊橋ですと桜丘とか中央高校さんに通われている私立高校生が多いので、その比率を見たところでも乙1ランクのところが多いので、なるべく豊橋で教育を受ける、豊橋の子たちがお金が云々かんぬんというところで教育が受けられないということはいけないなというところで、2年前にふやしていただいたという経過があるそうです。以上です。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 今のは豊橋の状況はよくわかりました。と考えたときに新城の先ほど質問では状況から考えたときに、新城における現状は把握はされているかということで、質問させていただいたのですけど。

○鈴木眞澄委員長 加藤先生。

○加藤美紀子参考人補助者 先ほどの質問と一緒にお答えしてしまいましたが、十分承知はしておりますが、新城の保護者の方、豊川高校に通われている保護者の方のお話を聞きますと、やはり私学も公立も関係なく選びたい、選択したいというところで、そういうところもちろん地元に残る、その地元公立が残るといこともすごく重要性も、私どもも教員ですので感じていますが、選択するのは各家庭だと思うのですけど、平等ですよ、公私のところを平等であって欲しいという思いがありまして、お願いしているというのがあります。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 平等で、子どもが行きたいところへ行かせるようにというのは十分わかるのですが、今この地域がおかれる状況も十分ご認識されておるといようなことであります。

したがいましてうちの作手の学校については、その地域から学校がなくなってしまうという本当に重大な局面に立っておるわけです。そうしたことで県のほうにもいろいろな要望

活動などをしてきて、何とか存続の方向が出たのですが、存続について条件が撤廃されたわけではないものですから、その辺のところもご承知おき、ご理解もいただきたいというふうに思っておるところであります。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 もう1件いいですか。豊橋の乙1と、うちでいう乙1というその年収の額が少し違うわけですよ。これというのは変えて欲しいというような要望も先ほど言われたのですか。乙1を少し見直して欲しいということは。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 それぞれの市町村によって、いろいろな決め方があると思いますので、それは私どもは別にどうのこうのということはもちろんありません。できるだけ所得の低い家庭のところ、厚く保護していただけるような、それが多分この市町村の助成のできた趣旨だと思っておりますので、特に高校無償化の中で公立と私立の格差というのが、現実的には金額的には上がりましたが、格差は広がってしまったところがあるものですから、そういうところから市町村にそれぞれ違いがありますので、その辺につきましても、こうして欲しいということはいにくいところでもありますので、かなり厚く助成金を出していただいているということ、私たちも実感して感謝しておりますので、その辺は豊橋の例はこういうふうなことだけで、それだからこうしてくれということではありません。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 愛知県の助成の金額について資料でもいただいているのですけど、都道府県としての助成として、幾つか近隣で調べてみたのですが、愛知県の助成額というのは高いところにあるということで、2、3比較、単純に金額だけで比較する、学校の配置の状況だとか、いろいろ環境が違いますので一概

に言えませんが、その愛知県の助成額が高いという認識は私が調べた限りでは持っているのですが、その点、間違いございませんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 そうだと思います。特に高校無償化の政策が出された以前は、本当に愛知県は全国でもトップレベルの授業料助成だというふうに私たちも伺っておりますし、そのような認識をしております。そういう意味では愛知県に非常に感謝をしております、ただ高校無償化という国からの就学支援金が出されたことによりまして、若干、動きが出てきたかなど。

近隣の県に比べるともちろん愛知県は非常に高いというふうになってますが、大阪ですとか京都ですとか広島ですとか、そういうところを見ますと就学支援金が上乗せされたところで、かなり例えば大阪ですと六百数十万円まではほとんど甲1、甲2と同じような無償化の状態になったというふうにも伺っておりますので、ちょっと高校無償化という問題が出てきて以後、少し情勢が変わってきているのかとは感じております。

ただ言われましたとおり、近隣のところでは東海地方なんかを見ますと愛知県の助成金というのは非常に高いというふうに私たちも認識しております。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 公立にはなくて私学にはある授業料免除という、ある意味何かに秀でた生徒に対するものですけど。ちなみに豊川高校でいうと、1学年何名くらいが授業料免除になっていますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 授業料免除というのはごく少ないと思います。限られた生徒にしか出されてないと思いますので、全体でいくとここで正確な数字は申し上げられないの

ですけども、1割とかその程度ではないかと思っております。もう少し多いですかね。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 定員は何名ですか。1学年大体。豊川高校1学年、科があるかもしれませんが。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 今は400前後であります。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 半額免除はない、もう全額免除しかないですか。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 半額免除というのはありません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 奨学金制度というのがありますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 柴野先生。

○柴野民樹参考人補助者 奨学金制度というのがあります。教職員が拠出してつくっているものによって奨学金というのを出すという。特に家庭の困窮者ですとか、そういう人たちを対象にする学内の奨学金制度というのもありますので。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。

本日は大変ありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後2時06分

再 開 午後2時08分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

新城市教員組合 執行委員長 服部智子氏
ほか258名から提出されました「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制

度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本日は参考人として服部智子さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに参考人から陳情に関してご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願い申し上げます。

それでは服部智子さん、よろしく申し上げます。

○服部智子参考人 新城市教員組合、執行委員長をさせていただいております服部智子と申します。本日は陳情の趣旨説明の機会をいただき、本当にありがとうございます。また昨年度は貴議会におきまして、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を採択していただきました。まことにありがとうございました。一人一人の子どもに行き届いた教育を実現する上で、大変意義あることであり新城市教員組合一同、心より感謝申し上げます。

それでは今回の陳情につきまして、組合員の願いをご説明申し上げます。

愛知県教員組合では本年度も国に対して、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、県下各地区の教員組合において、県議会並びに各市議会に対して意見書を採択していただくための請願、陳情活動を行っております。

現在、学校現場が抱えている問題は、多種

多様化しており、資料1をごらんください。不登校児童生徒の増加はもちろん、新城市におきましても対応に困っている日本語教育が必要な外国人児童生徒の増加、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加などがみられる実態があります。昨年度、文部科学省から発表された子どもと正面から向き合うための新たな教員、教職員定数改善計画案に盛り込まれた、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現に向けて、教職員の定数増は見送られ、平成25年度は引き続き検討という結果となってしまいました。

少人数学級の大きな利点は、子どものつまずきを把握し、きめ細やかな学習指導ができる。配慮を要する子どもに対し、より適切な対応ができる。今までより、一人一人に向き合う時間が確保できることが挙げられます。

資料1の裏面に資料2がありますのでごらんください。山形県の例を見ますと、早くから少人数学級を導入し、不登校の減少、欠席率の低下、さらには全国学力学習状況調査で実績を上げるという効果がみられます。また全国学力調査で5年連続上位の秋田県でも、早くから少人数学級に取り組んでいます。

お手元にお配りしたこちらのパンフレットをごらんください。愛知県教員組合の行った保護者の意識調査では、8割以上の保護者が少人数学級の実現を望んでいる様子がわかります。現在、地方自治体ごとの裁量で学級規模の縮小が行われていますが、それによって地区の格差も生まれています。ある自治体では全学年で35人学級を実施していると聞きます。しかしこのような財政負担は本来、国が負うべきものと考えます。三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政を圧迫している現状です。

本来、子どもたちが全国どこでも機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために義務教育費国庫負担制度を堅持し国庫負担率を2分の1に還元することは、国が果たさなければいけない責務であると考えます。

最後に新城市の子どもたちの現状を踏まえてご説明を申し上げます。資料3は新城市の教育白書からのものです。新城市教員組合では毎年アンケートを行っておりまして、それをこのような新城市教育白書というものにまとめております。その資料の一部です。悩みや気がかりなことがあったにもかかわらず、なかなか相談できないと答えた子どもが半数を占めています。また「学校へ行きたくないと思ったことはありますか」という質問に、中学校3年生では、よくあった、時々あった、の割合が64%にも達することがわかります。

このような子どもたちに対して行き届いた教育を確保するためにも、例えば仮に来年度小学校3年生以上、もしくは中学校2年生以上で35人学級が新城市内で実現された場合を考えますと、資料4をごらんください。35人学級実現により学級数がふえるため、1クラス当たりの人数が減り、そのようになる学校は8校あります。来年度以降の状況を見ましても、少人数学級が実現された場合、恩恵を受ける子どもは新城にもたくさんいます。

私は現在、新城中学校に勤務しております。本校の3年生は80名在籍し、1年生の時は35人学級以下の制度が採用されておりましたので、1クラス当たり27人程度の3クラスでした。が2年生になりますとそのような措置がありませんので40人学級となりました。教室内は狭く、学年担当教員も減り、教員の負担もその分大変多くなっている現状があります。保護者の方からも「一人一人に対応した授業、生徒の悩みに向き合う時間がないのではないですか」さらには3年生になった生徒たちからは、「進路指導上の悩みを打ち明けるのに

時間が足りない」といった不安の声が多く聞こえてきました。

また本市の状況では特に職務の多忙化が顕著な、小規模へき地校への正規教員の加配を強く望むところです。例えば教員数、千郷小学校の場合でいきますと本年度30名です。同じように庭野小学校の教員数は6名です。確かに千郷小学校の児童は多いのですが、同じように運動会、学習発表会、30人の先生で行事を行う千郷小、6名の先生で行事を切り盛りする庭野小。大変これは負担が違ってくるのは、おわかりになるかと思います。

県の予算措置によって現在行われている、小規模学級、教員定数の加配が国による定数改善で行われることになれば、県予算をこれらの費用から他の教育予算に移すことも可能となり、教育環境整備などさまざまな点でより充実したものになるのではないかと考えております。新城市議会からもぜひ、ご支援いただけますことを切に願っております。

以上の理由により、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への還元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう陳情いたします。何とぞ意見書の採択及び提出を切にお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございました。

以上で参考人からの説明・意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。また委員に対しての質疑をすることができませんのでご了承願います。

質疑はありませんか。前崎委員。

○前崎みち子委員 不登校の問題とかいじめの問題。大変最近では重く受け止められていま

して、その分だけかなり調査、文部科学省とかまた県教委、市教委、さまざまところから一人生徒が出ると、かなりいろいろなところから調査が入り、本当に生徒と向き合う時間というのがきちんと確保できるような状況でしょうか。

○鈴木眞澄委員長 服部智子さん。

○服部智子参考人 確かに1名出るごとに調査、報告をしております。ただ教員の立場でいきますと、そういう子の、その日その日の状況は必ずメモをとり、どの学校でも行っていると思うのですが、全教員の理解を得るために、今でいきますとパソコンの中に資料、データその子の個人データを入力し、全教員がそれを見ることになっております。それによって担任だけが負担を負うのではなくて、学校全体でその子を支援するという立場で、確かにすごく時間もかかりますし、他学年だからと、ほっておくわけにはいかないので、本当に一人出ることによって学校全体が大変にはなります。ただそういう生徒に向き合うために必要な時間ですし、手間だとは思っておりますので、それはやらせていただいております。が、やはり大変それには時間も費やしますのでお願いをしましたように、教員増がありますと、多くの先生で一人の生徒をみられるという環境は整っていきます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。鈴木委員。

○鈴木司郎委員 資料4の表で、ピンクで3人以内の増減で影響する学年というのは、どういう、ちょっとわからないのですが説明してもらえますか。

○鈴木眞澄委員長 服部智子さん。

○服部智子参考人 ありがとうございます。ピンクにおきましては、今、例えば3人以内の増減でということは、3人ふえることによって、1クラスが2クラスになる。例えば東郷西小の3年生、ただいま35人ですので1ク

ラスです。が1名ふえると35人以上になるので2クラスにさせていただきます。その一人の増減で35人1クラスか、18人2クラスになるか。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 これは仮に35人学級になってふえたらということなのですか。わかりました。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。前崎委員。

○前崎みち子委員 多分今、大変な状況なのでハートフルスタッフをつけたり、学習支援員をつけたりと、市のかなり教育財政の中から負担して、やはり学級の中に少しでも問題を抱える子どもがいたときには、そういう子どもに対しての配慮は市が行ってはいっているのですが、それとまた人数を減らしてしっかりとした担任を、クラスを生徒を小さくして、クラスの中で担任が生徒たちをみる。今の新城市の応急処置のような状況と、しっかりと国からの政策でもって学級を少し分ける、この辺について現場の先生として、今の新城市の状況からみて、やはり今、このように意見書を出す、こういうことが必要だというふうには考えておられるでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 服部智子さん。

○服部智子参考人 ありがとうございます。私は本年度、この立場でいろんな市の先生方とお話をしますと、やはり東三どこも厳しい状況です。やはり国のほうでしっかりとやっていただけると、その分、今までかかっていた予算をまた別のところに回せるということなので、国のほうでしっかりと35人学級全学年ということ認めていただき、今までその分、市のほうでやりくりしていただいていた財政を、どこか教育の環境整備にさらにとやっていただければ本当にありがたいです。東三でいきますと、説明のところにも書いたのですが、市独自で全学年35人学級を実現している市もあります。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 どちらでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 服部智子さん。

○服部智子参考人 蒲郡市です。ただほかにも全学年は無理にしても低学年はとか、進路の大事な3年生はという処置を、市のほうでとられているところもあります。本来はそれではいけないと思います。教育は一人一人の子どもに平等にということですので、ぜひ新城市の子どもにも行き届いた教育をと切に全組合員、願っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 だんだん生徒数が減ってきて、例えば八名中辺りだと、今の人数でいくと2クラスずつですかね。この際35人になってもクラスはふえないかもしれないのですが、教科担任制だったり中学校だとすると、先生の確保、教科専門の確保の状況ですけど、どのようにお考えですか。

○鈴木眞澄委員長 服部智子さん。

○服部智子参考人 そうなのです。実を言いますと八名中につきましては、生徒数が大変少ないですので、作手中学校もそうなのですが、例えば数学の先生が1年、2年、3年全学年の数学を教える。テストも全学年分のテストをつくり採点する。成績をつけるという状況です。八名中におきましては本年度講師の方が昨年度よりふえまして、非常勤講師の方が多く実態ですので、非常勤講師の方に校務のお願いはできませんので、本当に先生方でほかの学校と同じように、先ほども言いましたが体育大会になれば少ない教員数で同じ行事を切り盛りするという現実です。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。本日はまことにありがとうございました。この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時30分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者代表 佐藤好美氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言を願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。討論はありませんか。加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは私のほうから「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」については、私は趣旨採択の立場から意見を申し上げます。

私立高校への通学する生徒に対する授業料助成の拡充を求める陳情書については、平成22年度から国の助成制度が開始され、公立高校の授業料は無償化されたわけでありましたが、私立高校では授業料が完全に無償化されておらず公立高校との格差が生じている状況となっていることは理解できます。

本市からも市外の私立高校に進学する生徒の割合が年々増加傾向にあります。6月の定例会において新城東高校作手校舎存続に向け、県と県教委に意見書を提出したことに対して本陳情を採択しますと、相反することとなり、また私学で学ぶ高校生は本市では200余名という現実を考えますと大変厳しい財政状況の中でさらなる拡充は難しいと考えます。しかし引き続き保護者の授業料負担の軽減を行うことは大切であると思ひ、本陳情については趣旨採択とすべきという意見でございます。

以上よろしく申し上げます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく陳情者代表 佐藤好美氏から提出されました「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。討論はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について趣旨採択の立場で討論いたします。

まず保護者の負担軽減を図るという点において趣旨は理解するところであります。

新城市には二つの公立の高等学校と一つの校舎があります。近年、募集生徒数に対して定員割れをするという状況にあり、市内の公立高校の存続のため、募集停止基準の見直しを求める住民からの請願に基づき、6月に県教委に市議会として意見書を提出し、その後7月に県教委が見直し決定をしてくれたという経緯があります。

また愛知県における財政事情は平成19年度から21年度にかけて法人2税が急激に減少し、

平成21年度以降は平成24年度まで、ほぼ横ばい傾向で回復している状況にはありません。一方で県債の残高は平成19年度からふえ続け、平成25年度末の見込みでは35%増となっています。

このような極めて厳しい財政状況の中、近隣の県との比較におきましても愛知県の私学助成額は高いものであることも確認しております。保護者の負担を図るという趣旨は理解しつつも、以上、申し上げました状況を総合的に考慮した上で、本陳情は趣旨採択としたいと考えます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく陳情者代表 佐藤好美氏から提出されました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。討論はありませんか。

荒川委員。

○荒川修吉委員 ただいま議題となりました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」であります。内容を見ますと、私学へも一定の就学支援金が支給された

ものの授業料助成と入学金を差し引いても、まだまだお金がかかるということでありますが、そのため公私格差をなくすための就学支援金、一層の拡充をして欲しいというものです。新城市には2校と1校舎の公立高校があります。近年の少子化により市内2校と1校舎とも定員割れに近くなっておりまゝです。とりわけ新城東高校作手校舎に関しましては、今後ますます厳しくなることが予想されます。私立高校も大事ですが、作手校舎に通う生徒の新城から作手間のバス代金の助成を考え、この陳情書は趣旨採択としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

○鈴木眞澄委員長 次に、新城市教員組合執行委員長 服部智子氏ほか258名から提出されました「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。討論はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及

び拡充を求める陳情書」について採択の立場から討論します。

学校現場でのいじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されません。適切な支援を行うための十分な時間が確保できないのが現状です。少人数学級を行うことで、一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという現場からの多くの声が聞かれます。教師の負担を軽減し、子どもたちとしっかり向き合うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定実施が不可欠です。

また子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ還元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への還元に向けて、国への意見書の提出を要望する陳情は採択すべきであると考えます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願ひたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

次にその他ですが、申し出がありませんので、その他を終了します。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 午後2時42分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄